

農業委員会交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第51号

農業委員会交付金交付規則の一部を改正する規則

農業委員会交付金交付規則（昭和60年岩手県規則第86号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この規則において「農業委員会の数」、「農家数」又は「農地面積」とは、それぞれ農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第1条に規定する農業委員会の数、 <u>農家数</u> 又は農地面積をいう。	(定義) 第2条 この規則において「農業委員会の数」、「農業者の数」又は「農地面積」とは、それぞれ農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第1条に規定する農業委員会の数、 <u>農業者の数</u> 又は農地面積をいう。
(交付金の交付の対象及び交付額) 第3条 交付金は、農業委員会が農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号） <u>第6条第1項</u> に規定する事項に関する事務を行う場合に要する経費で委員及び職員に要するもの並びに農地等の利用関係に関する調査及び資料の整備に要するものに対し、予算の範囲内で、次に掲げる基準に従い知事が定める額を交付する。	(交付金の交付の対象及び交付額) 第3条 交付金は、農業委員会が農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号） <u>第6条第1項及び第2項</u> に規定する事項に関する事務を行う場合に要する経費で委員、 <u>農地利用最適化推進委員</u> 及び職員に要するもの並びに農地等の利用関係に関する調査及び資料の整備に要するものに対し、予算の範囲内で、次に掲げる基準に従い知事が定める額を交付する。
(1) [略] (2) 当該予算総額の2割5分は、各市町村の <u>農家数</u> に応じて各市町村に配分すること。 (3)・(4) [略]	(1) [略] (2) 当該予算総額の2割5分は、各市町村の <u>農業者の数</u> に応じて各市町村に配分すること。 (3)・(4) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の農業委員会交付金交付規則の規定は、平成28年度分の農業委員会交付金から適用する。